

令和7年11月18日からの大規模火災に伴う災害により被害を受けられました皆さまへ

東日本少額短期保険株式会社

代表取締役社長 南部 剛史

令和7年11月18日からの大分市佐賀関における大規模火災に伴う災害により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、今回の令和7年11月18日からの大規模火災にかかる災害等（災害のおそれと含む）により災害救助法が適用された以下地域の市町の被災者等に対し、「保険料のお支払い」（継続 手続きを含む）につきまして、払込期間の猶予措置を設けるなどの措置を実施いたします。

■災害救助法適用市町

【大分県】

大分市

（内閣府ホームページ：災害救助法の適用状況をご参照ください）

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyu.html

■特例措置

災害救助法適用地域にお住いのご契約者・被保険者の契約について、

保険料の払込猶予期間を延長する措置を実施いたします。

※別途お客様の状況に応じた柔軟な対応を講じてまいりますので下記までお気軽にご相談下さい。

お問い合わせはこちらまで

- 「賃貸住宅プラン」「LIVE サポートプラン」のご契約者様

0120 - 062 - 588 (平日 9:30~17:30)

- 「住まいる保険」のご契約者様

0120 - 533 - 570 (平日 9:30~17:30)